

## V 出願審査請求書の作成方法

特施規様式第44（第31条の2関係）

【書類名】	出願審査請求書
(【提出日】)	平成 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【請求項の数】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
(【国籍】)	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【調査報告番号】)	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	

← ⊕ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

↑ ⊕ 又は 識別ラベル

### 〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」を「出願審査請求書（他人）」と記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の

法的性質を記載する。

- 4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

- 5 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに出願審査の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第○○号(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定を受けようとするとき、産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき(同条第1項第1号から第3号までに掲げる者が出願審査の請求をするときに限る。)又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第4項の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように

審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするとき（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者が出願審査の請求をするときに限る）、又は第18条第2項の規定の適用を受けようとするときは「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」又は「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の2第5項の規定により中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定の適用を受けようとするときは「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第〇〇号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第9条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

7 「**【調査報告番号】**」の欄には、第31条の2第4項の規定により調査報告の提示を行うときに限り、特例法施行規則第60条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の特許出願について複数の調査報告が作成された場合は、「**【調査報告番号】**」の欄に、いずれか一の調査報告番号を記載する。

8 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

## VI 他人による出願審査請求の場合の注意事項

本人でない者（他人）が出願審査の請求をした後において、補正又は補正の却下により請求項の数（発明の数）が増加したときは、出願人がその増加分の出願審査請求手数料を納付しなければなりません（特195(3)）。増加分の手数料の納付がなく、かつ納付を求める補正指令に応じないときは、当該出願は却下の処分となります（特18(2)）。

## VII 出願審査請求手数料の返還請求

1. 出願審査の請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ又は放棄を行った場合に、出願審査請求手数料の返還請求を行うことにより、その一部が返還されます。

2. 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期

出願審査の請求後であって、以下のいずれかの通知等が到達する前に、出願を取下げ（みなし取下げを含む。）又は放棄した場合に返還請求が可能となります。取下げ又は放棄の時期は、出願取下書又は出願放棄書の到達日で判断されます。